

募集要項等の改訂 新旧対照表

実施方針

新（令和 8 年 3 月改訂版）	旧（令和 7 年 12 月改訂版）
p.6 第 1. 1(1 1) ②使用料等の改定 (削除)	p.6 第 1. 1(1 1) ②使用料等の改定 運営権者は、随時、料金改定に関して町に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、町と運営権者は協議を行う。
P20 第 4. 2 表 4. 2 内 処理法式（汚水）高負荷型活性汚泥法 能力 計画時間最大汚水量 9.46m ³	P20 第 4. 2 表 4. 2 内 処理法式（汚水）標準活性汚泥法 能力 計画時間最大汚水量 10.21m ³
p.29 別紙 3 リスク分担表 No.10 不可抗力 リスクの内容欄 不可抗力による増加費用又は損害のうち、国庫負担法に該当するもの	p.29 別紙 3 リスク分担表 No.10 不可抗力 リスクの内容欄 国庫負担法に該当する天災、人為的事象、その他等、通常の見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象
p.29 別紙 3 リスク分担表 No.10 不可抗力 リスク対応の考え方欄 国庫負担法に該当する場合は、原則、町側（国費負担）で負担する。人為的事象についても、国庫負担法の適用除外規定に準じて判断する。	p.29 別紙 3 リスク分担表 No.10 不可抗力 リスク対応の考え方欄 国庫負担法に該当する天災は、原則、町側（国費負担）で負担する。
p.29 別紙 3 リスク分担表 No.10 不可抗力 リスク対応の考え方欄 上記以外は原則、運営権者が負担する。ただし、保険・共済等による填補が困難な多額の増加費用が生じた場合には、費用負担のあり方について個別に協議する。また、事業運営に恒久的な影響が生じた場合には、利用料金設定割合改定等について協議する。	p.29 別紙 3 リスク分担表 No.10 不可抗力 リスク対応の考え方欄 上記以外は、運営権者の負担とする。

実施契約書（案）

新（令和 8 年 3 月改訂版）	旧（令和 7 年 12 月改訂版）
p.22（町による改築に関する業務に要する費用の支払）第 42 条 運営権者は、年間改築実施覚書に定める改築に関する業務に要する費用相当額を、第 4 項に基づく町の支払を受けるまでの間、町に代わって負担するものとする。ただし、当該改築に関する業務に要する費用のうち、国交付金の交付対象費目に含まれない経費（町の指示した業務に係る経費を除く。以下同じ。）については、運営権者が自ら負担するものとする。	p.22（町による改築に関する業務に要する費用の支払）第 42 条 運営権者は、年間改築実施覚書に定める改築に関する業務に要する費用相当額を、第 3 項に基づく町の支払を受けるまでの間、町に代わって負担するものとする。ただし、当該改築に関する業務に要する費用のうち、国交付金の交付対象費目に含まれない経費（町の指示した業務に係る経費を除く。以下同じ。）については、運営権者が自ら負担するものとする。
p.22（町による改築に関する業務に要する費用の支払）第 42 条 3 前項の規定にかかわらず、運営権者は、年間改築実施覚書に定める個別の改築に関する業務について第 40 条第 2 項又は第 4 項の検査に合格したときは、完成月日の 1 ヶ月前までに町に当該完成月日を提示し、町と支払時期について事前に調整を行うことを条件として、当該業務に要する費用（国交付金の交付対象費目に含まれない経費を除く。）を個別に町に対して請求することができる。	—

新（令和 8 年 3 月改訂版）	旧（令和 7 年 12 月改訂版）
<p>p.22（町による改築に関する業務に要する費用の支払）第 42 条 4 町は、前 2 項の請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に当該改築に関する業務に要する費用（国交付金の交付対象費目に含まれない経費を除く。）を支払わなければならない。</p>	<p>p.22（町による改築に関する業務に要する費用の支払）第 42 条 3 町は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に年間改築実施覚書に定める当該改築に関する業務に要する費用（国交付金の交付対象費目に含まれない経費を除く。）を支払わなければならない。</p>
<p>p.23（町の部分払）第 43 条 運営権者は、いずれかの事業年度において、複数事業年度にわたる改築に関する業務の進捗が当該事業年度に係る年間改築実施覚書に定められた出来高以上である場合、当該出来高に対応する費用として当該年間改築実施覚書に定める金額（以下「部分払対象額」という。）について、次項から第 6 項までに規定するところにより、その支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。</p>	<p>p.22（町の部分払）第 43 条 運営権者は、いずれかの事業年度において、複数事業年度にわたる改築に関する業務の進捗が当該事業年度に係る年間改築実施覚書に定められた出来高以上である場合、当該出来高に対応する費用として当該年間改築実施覚書に定める金額（以下「部分払対象額」という。）について、次項から第 5 項までに規定するところにより、その支払（以下「部分払」という。）を当該事業年度の 12 月 15 日までに請求することができる。</p>
<p>p.23（町の部分払）第 43 条 5 運営権者は、第 3 項の規定による町の検査に合格した出来形部分について、部分払を請求することができる。この場合において、町は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払対象額の 10 分の 9 以内の額を支払わなければならない。</p>	<p>p.23（町の部分払）第 43 条 5 運営権者は、第 3 項の規定による町の検査に合格した出来形部分について、部分払を請求することができる。この場合において、町は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払対象額を支払わなければならない。</p>
<p>p.23（町の部分払）第 43 条 6 前項の規定により部分払対象額から控除された額（以下「留保金」という。）については、翌事業年度において、運営権者は町に対してその支払を請求することができる。この場合において、町は、当該請求を受けた日から 30 日以内に留保金を支払わなければならない。</p>	<p>—</p>
<p>p.23（町の部分払）第 43 条 8 改築に関する業務の進捗が年間改築実施覚書に規定された当該事業年度における当該改築に関する業務の出来高を超え、第 1 項の規定に基づき部分払を請求する見込みがある場合、運営権者は、当該部分払の見込みに関する書面を作成の上、当該事業年度の 12 月 15 日までに町に提出する。</p>	<p>—</p>
<p>p.25（利用料金の臨時補正）第 48 条 2（1）物価及び需要の変動を理由とする補正 著しく物価水準又は需要が変動する場合として、物価及び需要の変動を反映するため、別紙 8 に定める算定方法に従い、臨時補正を行うものとする。</p>	<p>p.25（利用料金の臨時補正）第 48 条 2（1）物価の変動を理由とする補正 著しく物価水準が変動する場合として、物価の変動を反映するため、別紙 8 に定める算定方法に従い、臨時補正を行うものとする。</p>
<p>p.48（協議会の設置）第 95 条 町及び運営権者は、本事業の実施に関し管路施設管理・更新一体マネジメント事業との連絡調整を行うほか、町によるモニタリングの結果について、町と運営権者の間で疑義が生じた場合、当該疑義の解決方法の調整並びに町及び運営権者の間で発生する紛争及び意見の調整を行うことを目的として、葉山町下水道ウォーター PPP 事業運営協議会を設置する。</p>	<p>p.48（協議会の設置）第 95 条 町及び運営権者は、本事業の実施に関し管路施設管理・更新一体マネジメント事業との連絡調整を行うほか、町によるモニタリングの結果について、町と運営権者の間で疑義が生じた場合、当該疑義の解決方法の調整を行うことを目的として、葉山町下水道ウォーター PPP 事業運営協議会を設置する。</p>
<p>p.48（協議会の設置）第 95 条</p>	<p>p.48（協議会の設置）第 95 条</p>

新（令和 8 年 3 月改訂版）	旧（令和 7 年 12 月改訂版）
<p>2 当該協議会の運用に係る手続は、町及び運営権者が協議により定めるものとする。当該協議が成立しない場合は、町がその手続を定めるものとし、運営権者はこれに従うものとする。</p>	<p>2 当該協議会の運用に係る手続は、町及び運営権者が協議により定めるものとする。</p>
<p>p.48（協議会の設置） 第 95 条 3 本契約の他の条項に基づく町及び運営権者間の協議が成立しない場合は、町及び運営権者は、第 1 項の協議会において調整を行うことを求めることができる。この場合において、相手方は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。</p>	<p>—</p>
<p>P82 別紙 6・3 年間改築実施覚書 注釈 9 実施契約第 40 条第 2 項又は第 4 項に基づく検査に合格する前の工事・業務は、出来高の 10 分の 9 以内の額が支払い対象になります。部分払対象額から支払済みの額を控除した残額（留保金）は、翌事業年度に清算します。</p>	<p>P82 別紙 6・3 年間改築実施覚書 注釈 9 完了前の工事・業務は、出来高の 10 分の 9 以内の額が支払い対象になります。</p>
<p>p.88 別紙 8 利用料金の臨時補正 実施契約第 48 条第 2 項 1 号に定める利用料金の臨時補正に関する事項は、以下のとおりとする。 実施契約第 48 条第 2 項 1 号に定める利用料金の臨時補正においては、物価変動及び需要変動について以下の規定により改定を行う。なお、物価変動に係る支払いにあたっては、月毎に物価指標の変動を確認し（1）に該当する月があれば（2）に基づき補正額を算定し、それを 1 年間分合算し、支払いを行う。 需要変動に関する臨時補正については、（3）に定めるところによる。</p>	<p>p.88 別紙 8 利用料金の臨時補正 実施契約第 48 条 2 項 1 号に定める「別紙 8 に定める算定方法」は、以下のとおりとする。 実施契約第 48 条 2 項 1 号に定める利用料金の臨時補正においては、物価変動について以下の規定により改定を行う。なお支払いにあたっては、月毎に物価指標の変動を確認し（1）に該当する月があれば（2）に基づき補正額を算定し、それを 1 年間分合算し、支払いを行う。</p>
<p>p.89 別紙 8 利用料金の臨時補正 (3)需要変動 直近の利用料金設定割合の定期改定時（初回の定期改定前においては本契約締結時）に前提とされた各年度の下水道使用料等の推定値（年度推定値）と、当該年度における下水道使用料等の実績値との間に著しい乖離が生じた場合、町又は運営権者は、相手方に対し、利用料金の臨時補正について協議を申し入れることができる。かかる申入れが行われた場合、町及び運営権者は、当該乖離が運営権者の利用料金収入に与える影響を考慮し、臨時補正の可否及びその内容について誠実に協議を行うものとする。</p>	<p>—</p>

基本協定書（案）

新（令和 8 年 3 月改訂版）	旧（令和 7 年 12 月改訂版）
p.8（実施契約の不成立） 第 9 条 （削除）	p.8（実施契約の不成立） 第 9 条 （3） 前号の規定は、町に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、町が優先交渉権者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。

要求水準書（案）

新（令和 8 年 3 月改訂版）	旧（令和 7 年 12 月改訂版）
P2 第 1. 3（2） 表 1. 1 内 処理法式（汚水）高負荷型活性汚泥法 能力 計画時間最大汚水量 9.46m ³	P2 第 1. 3（2） 表 1. 1 内 処理法式（汚水）標準活性汚泥法 能力 計画時間最大汚水量 10.21m ³
P20 第 3. 4（2）②ア ・・・町に報告すること。 なお、運営権者が、町の指示により、現状の処理方式で運転する場合において、要求水準に定める基準等を満たさない事象が生じたときは、運営権者に帰責事由がない限り、町が責を負うものとする。	P20 第 3. 4（2）②ア ・・・町に報告すること。
P 29 第 4. 4（3）②発注代金内訳書 ② 発注代金内訳書 ・下水道用設計標準歩掛表に準じた積算体系にて請負契約毎に積算を行い、発注代金内訳書に明細書及び代価表並びにその他積算を行うに当たっての根拠資料を添付し提出すること。 ・・・	P 29 第 4. 4（3）②請負代金内訳書 ② 請負代金内訳書 ・下水道用設計標準歩掛表に準じた積算体系にて請負契約毎に積算を行い、請負代金内訳書に明細書及び代価表並びにその他積算を行うに当たっての根拠資料を添付し提出すること。 ・・・
P38 別紙 2 施設概要 表 別紙 2-3 ポンプ棟※ ※芝崎児童館として使用されているポンプ棟 2 階は、運営権設定対象施設範囲に含まれていない。既存の協定に基づき本事業開始後も使用が継続され、管理範囲等も現行の管理が継続されるため、既存の協定を運営権者に承継する。	P38 別紙 2 施設概要 表 別紙 2-3 ポンプ棟

モニタリング基本計画書（案）

新（令和 8 年 3 月改訂版）	旧（令和 7 年 10 月公表版）
p.1 第 1. 3 ・・・当該疑義の解決方法の調整並びに町及び運営権者の中で発生する紛争及び意見の調整を行う。	p.1 第 1. 3 ・・・当該疑義の解決方法の調整を行う。
p.1 第 1. 3 図 1. 1 内 紛争及び意見の調整	—
p.2 第 1. 3 (4) ③ 紛争及び意見の調整 町及び運営権者の中で紛争又は意見の相違が生じ、協議が成立しない場合は、町又は運営権者の要請により、PPP 事業運営協議会を開催し、当該紛争及び意見の調整を行う。	—
p.5 第 2. 2 (2) 表 2. 2 内 ・管路施設管理・更新一体マネジメント事業との連携調整 ・疑義の調整 ・町及び運営権者の中で発生する紛争及び意見の調整	p.5 第 2. 2 (2) 表 2. 2 内 ・管路施設管理・更新一体マネジメント事業との連携調整 ・疑義の調整

別添 Excel 様式 6-3(収支計画案)

新（令和 8 年 3 月改訂版）	旧（令和 7 年 12 月改訂版）
(4) 改築費用提案額 ※ 5 改築計画期間毎の合計値は、原則として各改築計画期間で設定されている上限額以下としてください。ただし、合理的な理由がある場合にはこの限りではありません。	(4) 改築費用提案額 ※ 5 改築計画期間毎の合計値は、各改築計画期間で設定されている上限額以下としてください。